

令和 年家第 号 成年後見 保佐 補助
申立人
本人

手続費用負担の上申書

令和 年 月 日

大津家庭裁判所 御中

申立人 ㊟

頭書の事件に係る手続費用について、本人には同費用を負担できる十分な資力が
ありますので、家事事件手続法28条2項により、本人に同費用の負担を命じるよ
う上申します。